平成２５年（フ）第３４５１号
大阪市西成区鶴見橋２丁目11番15号　コーポ５番街301
債務者　伊東　正博
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１４号
大阪市淀川区西宮原１丁目６番60―214号
債務者　上野　裕子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９４号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番10―403号
債務者　野元　政幸
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１５号
大阪市旭区新森７丁目８番30―306号、前住所大阪市旭区清水３丁目10番28号
債務者　森　　亮
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６１６号
大阪市旭区新森７丁目８番30―306号、前住所大阪市旭区清水３丁目10番28号
債務者　森　　陽子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６２２号
大阪府吹田市末広町18番２号
債務者　増田あや子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７８号
神奈川県秦野市松原町３番13号　ぶーがる青木202号
破産者　松見　　亮
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１９７号
神奈川県厚木市山際415番地14
破産者　内田美津子（旧姓里）
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２３２号
神奈川県秦野市西田原121番地の１　アルファタウン西田原Ｅ棟103号
破産者　小濵　弓子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８０２号
札幌市白石区平和通17丁目北１番12号　ぴあとぴあ17
破産者　齋藤かおり
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
秋田県由利本荘市東由利蔵字蔵110番地
破産者　工藤　博行
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２０２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本105番地の７
破産者　野田　武夫
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
熊本市西区春日８丁目16番45号
破産者　遠山　数義
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
函館市陣川町81番地157
破産者　佐々木秀治
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４１号
新潟県村上市山居町２丁目７番19号
破産者　伊藤　五子
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１５号
山梨県大月市賑岡町強瀬1848番地　市営石動団地Ｅ―104号
破産者　大洞　博人
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地50―504
破産者　波尻　芳信
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所